

マザーシップ事務所事業実施要領

この実施要領は、どさんこ基金運営細則(以下、「細則」という。)第9条の規定に基づき、どさんこ基金規則(以下、「規則」という。)第5条3号によるマザーシップ事務所事業の実施に関し必要な事項を定める。

1 被支援者

- (1) 北海道ブロック司法書士協議会構成会の司法書士会員(以下、「司法書士会員」という。)

2 マザーシップ事務所の要件

- (1) 司法書士会員及び北海道ブロック司法書士協議会構成会の司法書士法人会員(以下、「法人会員」)

ただし、司法書士会員については、司法書士法第3条第2項の簡裁訴訟代理関係業務を行う資格(以下、「簡裁代理権」という。)を有していること。

また、法人会員については、被支援者を受け入れる事務所に常駐している社員が簡裁代理権を有していること。

- (2) 応募の前年度における構成会の単位制研修において12単位以上取得していること。

なお、法人会員については、被支援者を受け入れる事務所に常駐している簡裁代理権を有している社員が上記単位を取得していること。

- (3) 不動産登記業務、商業登記業務、簡易裁判所における代理訴訟業務、債務整理に関する業務を行った経験を有すること。

- (4) 過去3年以内に注意勧告又は懲戒処分を受けていないこと。

3 マザーシップ事務所の登録

随時マザーシップ事務所を募集し、応募者について資格要件等の審査をした上で「どさんこ基金マザーシップ事務所」として登録をし、その旨を応募者に通知する。

4 マザーシップ事務所における支援の内容

司法書士としての職責及び司法書士倫理ならびに社会的使命を身につけさせ、また、業務遂行能力を向上させるための実践的指導を行う。

なお、事情によっては、被支援者1名につき複数のマザーシップ事務所が決定される

場合もある。

5 期 間

原則として6か月から1年間とする。

上記期間はどさんこ基金運営委員会、マザーシップ事務所及び被支援者が協議によって定める。

なお、被支援者の病気等により一定期間修習を停止せざるを得ないときは、停止及び再開の時期等を上記三者間の協議によって定める。

6 貸付金の交付等

被支援者は、マザーシップ事務所を事務所所在地として司法書士登録をなし、北海道ブロック司法書士協議会は、被支援者に対して、120万円を上限に前項の期間の月数で除した額を毎月開業準備貸付金として交付する。

また、どさんこ基金運営委員会は、マザーシップ事務所及び被支援者に対して、本事業遂行のため必要な助言を行うことができる。

7 報 告

マザーシップ事務所及び被支援者は、指導及び修習内容等について、6か月毎に所定の様式によって報告をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成24年6月2日から実施する。